船橋習志野心不全地域連携パス

資料6－1

診療報酬：船橋習志野心不全地域連携パスの算定項目は下記のとおり

（１）最初に入院を受け入れる医療機関
（２）転院後の入院医療を担う医療機関

区分	項目	点数
A246１イ／2イ	入退院支援加算	600点／190点
A246注４	地域連携診療計画加算	300点

（３）かかりつけ医療機関

区分	項目	点数
B009	診療情報提供料（Ⅰ）	250点
B009注14	地域連携診療計画加算	50点

船橋習志野心不全地域連携パスの流れ

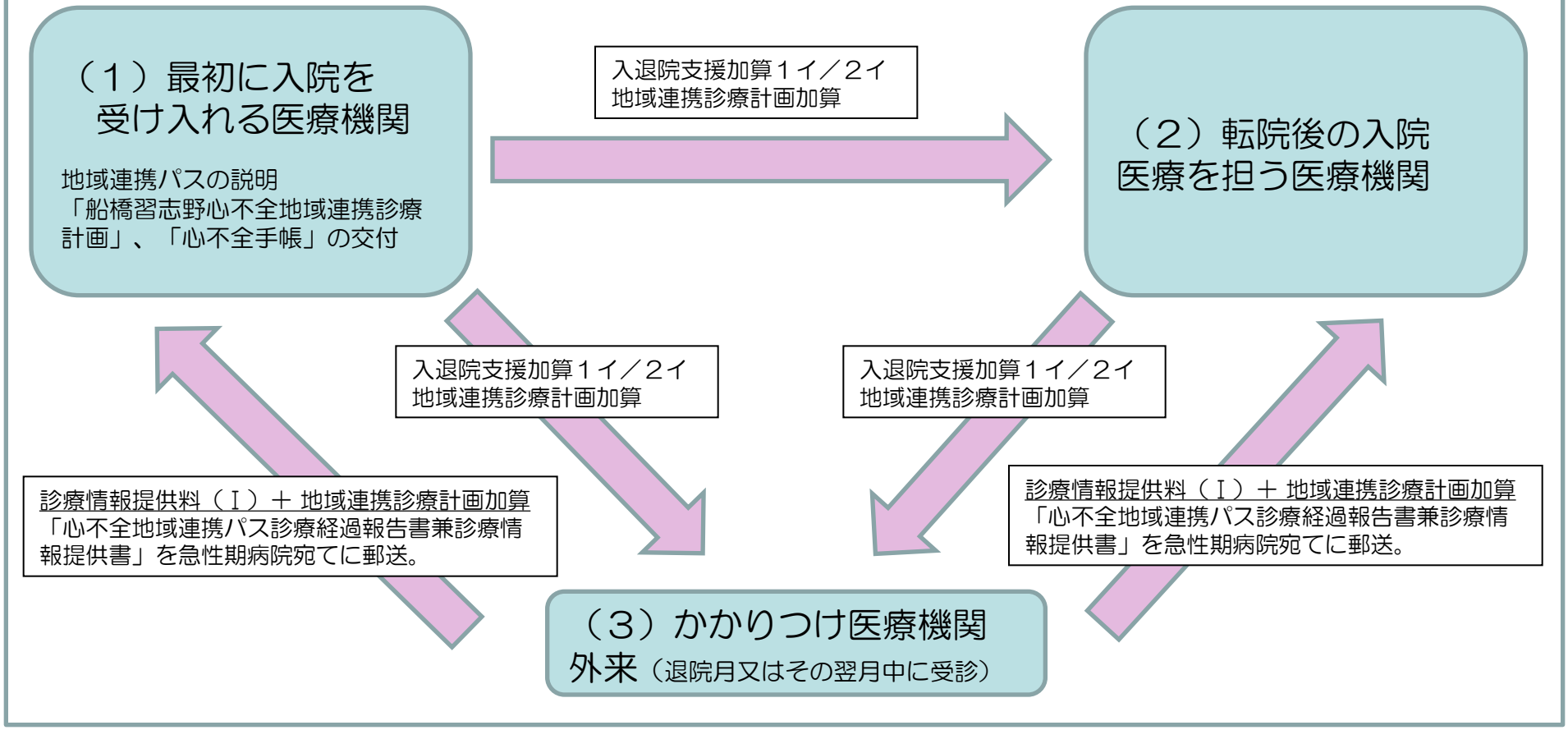

資料6－2

診療報酬を算定するには・・・

（1）最初に入院を受け入れる医療機関
（2）転院後の入院医療を担う医療機関

① 船橋習志野心不全地域連携診療計画の連携医療機関に参加する。
② 急性期病院の地域連携室と年３回以上面会し、地域連携パスに関する情報を共有する。
※ 厚生局への届出が必要。
- 別添7　基本診療料の施設基準等に係る届出書
- 様式40の9　入退院支援加算1，2及び3の施設基準に係る届出書添付書類
- （特掲診療料の施設基準に係る届出書　別添様式）
  様式12　地域連携診療計画加算の施設基準に係る届出書添付書類
  様式12の2に準じた「地域連携パス」（船橋習志野心不全地域連携診療計画書）

（3）かかりつけ医療機関

① 船橋習志野心不全地域連携診療計画の連携医療機関に参加する。
② 急性期病院の地域連携室と年３回以上面会し、地域連携パスに関する情報を共有する。
③ 患者が急性期病院を退院した月又はその翌月にかかりつけ医療機関受診した際、急性期病院に対し、「心不全域連携パス診療計画報告書兼診療情報提供書」を郵送する。
※ 厚生局への届出が必要。
- 特掲診療料の施設基準に係る届出書
- 様式12　地域連携診療計画加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 様式12の2に準じた「地域連携パス」（船橋習志野心不全地域連携診療計画書）